

奈良県告示第百七十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和四年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域 大和高田市大字今里川合方二三番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。）